

○山梨県警察職員の健康管理に関する訓令

昭和59年 8 月 1 日

本部訓令第10号

改正 平成 8 年 7 月本部訓令第10号

平成16年 3 月本部訓令第 5 号

平成16年 3 月本部訓令第 6 号

平成24年10月本部訓令第11号

平成29年 3 月本部訓令第 9 号

平成30年 3 月本部訓令第11号

平成31年 3 月本部訓令第 4 号

令和 6 年 3 月本部訓令第 3 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 健康管理体制（第 4 条—第11条）

第 3 章 健康診断（第12条—第14条）

第 4 章 健康管理上の措置（第15条—第19条）

第 5 章 休務手続等（第20条—第24条）

第 6 章 健康の保持・増進（第25条—第28条）

第 7 章 感染症等に対する措置（第29条—第32条）

第 8 章 メンタルヘルス（第33条）

第 9 章 職場復帰支援（第34条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、山梨県警察職員（以下「職員」という。）の健康管理について必要な事項を定め、職員の健康の保持及び増進を図り勤務能率を向上させることを目的とする。

（職員の責務）

第 2 条 職員は、健康が勤務能率向上の基礎であることを自覚し、この訓令に基づく健康管理上の措置に従い健康の保持及び増進に努めなければならない。

(秘密の保持)

第3条 職員の健康管理に従事する者は、職務上知り得た職員の心身の欠陥その他の秘密にわたる事項を漏らしてはならない。

第2章 健康管理体制

(総括安全衛生管理者)

第4条 山梨県警察（以下「県警察」という。）に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者（以下「総括管理者」という。）を置く。

- 2 総括管理者は、警務部長をもつて充てる。
- 3 総括管理者は、法第10条第1項に規定する健康管理に関する業務を総括管理する。

(健康管理主管者)

第5条 県警察に健康管理主管者（以下「主管者」という。）を置く。

- 2 主管者は、警務部厚生課長をもつて充てる。
- 3 主管者は、総括管理者を補佐し、次の業務を行う。
 - (1) 健康管理に関する計画の立案実施に関すること。
 - (2) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (3) 健康管理及び衛生についての教養に関すること。
 - (4) 勤務条件及び勤務環境の改善に関すること。
 - (5) 第7条に規定する衛生管理者の教養並びに第7条の2に規定する衛生推進者の指導及び教養に関すること。
 - (6) その他健康管理に関すること。

(健康管理責任者)

第6条 山梨県警察本部（以下「本部」という。）の課・隊・所及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）に健康管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

- 2 責任者は、所属長をもつて充てる。
- 3 責任者は、次の業務を行う。
 - (1) 健康診断の実施に関すること（本部の所属を除く。）。
 - (2) 健康異常者の把握及び指導管理に関すること。
 - (3) 健康管理についての教養に関すること。
 - (4) 勤務条件及び勤務環境の改善に関すること。

(5) その他健康管理に関すること。

(衛生管理者)

第7条 職員数が50人以上の所属に法第12条第1項に規定する衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、資格を有する者のうちから総括管理者が選任する者をもつて充てる。

3 衛生管理者は、本部にあつては主管者、警察署にあつては責任者の指示を受けて第5条第3項及び第6条第3項に規定する業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理するとともに職員の健康管理に必要な事項を処理する。

(衛生推進者)

第7条の2 職員数が50人未満の所属に法第12条の2に規定する衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第12条の3の規定に基づき所属長が選任する者をもつて充てる。

3 第7条第3項の規定は、衛生推進者について準用する。この場合において、「管理する」とあるのは、「担当する」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定により衛生推進者を選出したときは、衛生推進者選任報告書（第1号様式）により総括管理者に報告しなければならない。

(健康管理担当者)

第8条 所属に健康管理担当者（以下「担当者」という。）を置く。

2 担当者は、本部の所属においては、次席（副隊長、副所長）、警察学校においては副校長、警察署においては警務課長をもつて充てる。

3 担当者は、責任者の指示を受け、職員の健康管理に必要な事項を処理する。

(健康管理医)

第9条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、法第13条に規定する産業医を健康管理医として、職員の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせるものとする。

(衛生委員会)

第10条 本部及び警察署に法第18条第1項に規定する衛生委員会を置く。

2 本部衛生委員会（以下「本部委員会」という。）の委員長は、総括管理者とし、委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

(1) 主管者

(2) 健康管理医

(3) 衛生管理者

(4) 委員長の指名する者

3 警察署衛生委員会（以下「署委員会」という。）の委員長は、副署長又は次長とし、委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

(1) 警務課長又は警務係長

(2) 健康管理医

(3) 衛生管理者

(4) 委員長の指名する者

4 委員長は、衛生委員会議事録（第2号様式）を備えつけ、議事で重要なものを記録し、3年間保存しなければならない。

5 衛生委員会の庶務は、本部委員会にあつては警務部厚生課、署委員会にあつては警務課が処理する。

（意見を聞くための措置）

第11条 衛生委員会を置かない所属の責任者は、健康に関する事項について所属職員の意見を聞くための機会を設けるようにしなければならない。

第3章 健康診断

（健康診断の種別）

第12条 健康診断は、採用時における採用時健康診断、定期に実施する定期健康診断、特定の業務に従事する者に対して実施する特別健康診断その他必要により実施する臨時健康診断とし、その種別に応じ、対象者及び検診項目を定めて実施するものとする。

2 臨時健康診断は、設置期間が3週間を超える捜査本部等に従事する者に対して実施する健康診断を含むものとする。

（健康診断の受診義務）

第13条 職員は、総括管理者から健康診断を受けるように通知されたときは、指定された期日又は期間内に第12条に規定する健康診断を受けなければならない。ただし、同一年度内に人間ドックを受けた者又は受けようとする者については、定期健康診断を受けたものとみなす。

（健康診断結果の措置等）

第14条 総括管理者は、健康診断を実施したときは、実施結果を責任者に通知するものとする。

2 総括管理者及び責任者は、公務その他やむを得ない理由により健康診断を受診できな

かつた職員について、必要な措置を講じ、機会を設けて受診させるよう努めなければならない。

- 3 責任者は、健康診断の結果、精密検査又は再検査を要する職員について通知を受けたときは、当該職員が速やかに医師の診断を受けるよう指導しなければならない。
- 4 精密検査又は再検査を受けた職員は、その受診結果を責任者に提出しなければならない。
- 5 責任者は、取りまとめた受診結果を精密検査等受診状況報告書（第3号様式）により総括管理者に速やかに報告しなければならない。

第4章 健康管理上の措置

（責任者の義務）

第15条 総括管理者は、健康診断の結果等について、毎年度当初及び必要に応じて責任者に送付するものとする。

- 2 責任者は、総括管理者から通知された健康診断の結果等を活用し、職員の健康管理に努めなければならない。

（指導区分の指定）

第16条 責任者は、医師の診断書又は健康診断の結果において健康管理区分表（別表）に基づく健康管理上の措置を講ずる必要があると認めた職員については、指導区分指定内申書（第4号様式）により速やかに総括管理者に内申しなければならない。

- 2 総括管理者は、前項の指導区分指定内申書に基づき、健康管理上の措置を講ずる必要があると認めた職員については、指導区分を指定し、指導区分指定通知書（第5号様式）により責任者を經由して当該職員に通知するものとする。
- 3 総括管理者は、前項に規定する指導区分を指定するため必要がある場合は、責任者に対し医師の診断書、レントゲン写真その他指導区分の指定のため参考となる資料の提出を求めることができる。

（責任者の措置）

第17条 責任者は、指導区分指定通知書の送付を受けたときは、速やかに指導区分の指定を受けた者（以下「指導区分者」という。）に対して、健康管理指導区分表に示された健康管理上の措置を講ずるとともに、事後における適切な業務管理及び健康管理を行わなければならない。

- 2 責任者は、指導区分者の指導区分について年2回（4月と10月）見直しを行わなけれ

ばならない。

- 3 見直しの結果については、指導区分指定者病状報告書（第6号様式）により主管者を經由して総括管理者に報告しなければならない。
- 4 責任者は、指導区分者に配置換があったときは、当該職員の指導区分指定通知書をその配置先の責任者に送付しなければならない。

（指導区分の変更及び指定の解除）

第18条 責任者は、指導区分者の指導区分を変更又は指定を解除する必要があると認められるものについては、指導区分（変更・指定解除）内申書（第7号様式）により主管者を經由して総括管理者に内申するものとする。

- 2 総括管理者は、前項の規定による内申を受けたときは、指導区分の変更又は指定を解除することができる。
- 3 総括管理者は、指導区分の変更又は指定を解除したときは、指導区分（変更・指定解除）決定通知書（第8号様式）により責任者を經由して当該職員に通知するものとする。

（療養者等の義務）

第19条 療養又は治療を要する者及び指導区分者は、責任者、衛生管理者及び担当者の管理に服し、医師の指導に従って療養等に専念し、健康の回復に努めなければならない。

- 2 責任者は、随時医師又は健康管理医の意見を聴いて療養者等の実態把握に努めるものとする。
- 3 入院療養中以外の休務者は、1箇月に1回以上医師による治療又は療養指導を受けなければならない。

第5章 休務手続等

（傷病者の発生報告及び長期療養者の報告）

第20条 責任者は、職員が傷病により連続して8日以上休務するときは、療養発生報告（第9号様式）により速やかに主管者を經由して総括管理者に報告しなければならない。

- 2 責任者は、職員が傷病により連続して30日以上休務するときは、その職員を長期療養者とし、長期療養（発生・延長）報告（第10号様式）に医師の診断書を添えて速やかに主管者を經由して総括管理者に報告しなければならない。
- 3 責任者は、職員が前項の診断書に記載された治療期間を超えて休務するときは、長期療養（発生・延長）報告を速やかに主管者を經由して総括管理者に報告しなければならない。

- 4 主管者は、療養発生報告及び長期療養（発生・延長）報告の送付を受けたときは、その写しを警務部警務課長に送付するものとする。
- 5 総括管理者は、長期療養（発生・延長）報告を受けた場合で、報告のあった職員について第16条の指導区分に指定する必要があると認めるときは、診断した医師及び健康管理医の意見に基づいて指導区分の指定をするものとする。
- 6 前項の規定は、第16条の指導区分の指定について準用する。

（長期療養者の健康相談等）

第20条の2 責任者及び主管者は、長期療養者の健康相談のため必要に応じて療養先等に赴き、面接を行うものとする。

（傷病による休職）

第21条 責任者は、傷病により、連続して90日を超えて休務（傷病休暇をいう。）を願ひ出る職員があるときは、その期間満了の日の5日前までに休職（開始・延長）内申書（第11号様式）に医師の診断書を添えて主管者を經由して本部長に内申しなければならない。ただし、人事委員会が特に認める疾病（精神疾患、脳血管疾患、悪性新生物、妊娠に起因する疾患、厚生労働省が難治性疾患克服研究事業の対象としている疾患又は結核性疾患）については、連続して180日を超えた場合とする。

- 2 本部長は、前項の職員について病状を審査し必要と認めたときは、期間を定めて休職を命ずるものとする。
- 3 休職の期間を延長しようとする場合の手續等については、前2項の規定を準用する。

（傷病者の就勤）

第22条 責任者は、第20条第1項に規定する休務中の職員が就勤したときは、速やかに就勤報告書（第12号様式）を作成し、主管者を經由して総括管理者に報告しなければならない。

- 2 主管者は、就勤報告書の送付を受けたときは、その写しを警務部警務課長に送付するものとする。

（長期療養者の職場復帰）

第23条 責任者は、長期療養者を職場復帰させようとするときは、就勤させようとする5日前までに職場復帰報告書（第13号様式）に医師の診断書を添えて主管者を經由して総括管理者に報告しなければならない。

- 2 主管者は、職場復帰報告書の送付を受けたときは、その写しを警務部警務課長に送付

するものとする。

(休職者の復職)

第23条の2 責任者は、傷病により休職中の職員で復職させても支障がないと認められる者があるときは、復職させようとする日の5日前までに復職内申書（第14号様式）に医師の診断書を添えて主管者を經由して本部長に内申しなければならない。

2 本部長は、前項の場合において復職させても支障がないと認めたときは、復職を命ずるものとする。

第24条 削除

第6章 健康の保持・増進

(健康管理に関する教養)

第25条 総括管理者、主管者及び責任者は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、職員が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、病気を予防して健康の増進に努めるため、講習会の開催、文書の配布その他の方法により、自発的に健康の保持及び増進に当たるよう指導教養に努めなければならない。

(勤務条件及び環境の改善)

第26条 責任者は、常に勤務条件の改善に留意し、勤務過重による過労を防止するよう努めなければならない。

2 長時間勤務者の報告を確実に言い、必要がある場合は主管者と連携し、面接指導を受診させるよう配慮するものとする。

3 責任者は、庁舎及び附属施設の清掃、換気、採光、照明、保温、防湿等について良好な勤務環境の改善に努めなければならない。

4 責任者は、庁舎内の全面禁煙を徹底するとともに、健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(レクリエーションの推進)

第27条 責任者は、所属職員の健康を増進するため、計画的かつ、効果的なレクリエーション活動の推進に努めなければならない。

2 レクリエーション活動を実施するに当たり責任者は、その時期、内容等を十分に検討し、所属業務の進捗状況に照らし合わせて業務に支障がないように配慮しなければならない。

(報告)

第28条 責任者は、第25条及び前条に規定する事項を計画及び実施したときは、速やかにその状況を主管者を經由して本部長に報告しなければならない。

第7章 感染症等に対する措置

(感染症等発生時の措置)

第29条 責任者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症又は結核性疾患（以下「感染症等」という。）が発生したときは、必要により関係機関に協力してまん延防止措置を執らなければならない。

(感染症等の届出)

第30条 職員は、自己又は同居中の者が感染症等に罹患したときは、速やかに責任者に届け出なければならない。

(感染症等の発生報告)

第31条 責任者は、前条の規定による届出のうち、5類感染症の届出があったときは5類感染症発生・治癒報告（職員）（第15号様式）又は5類感染症発生・治癒報告（同居者）（第16号様式）により、5類感染症以外の届出があったときは感染症等発生報告（第17号様式）により、速やかに主管者を經由して本部長に報告しなければならない。

(感染症等の治癒報告)

第32条 責任者は、職員又はその同居中の者の感染症等が治癒したときは、感染症等のうち、5類感染症のときは5類感染症発生・治癒報告（職員）又は5類感染症発生・治癒報告（同居者）により、5類感染症以外のときは感染症等治癒報告（第18号様式）により、速やかに主管者を經由して本部長に報告しなければならない。

第8章 メンタルヘルス対策

第33条 責任者は、職員のメンタルヘルス（心の健康をいう。以下同じ。）の維持及び向上に配意し、指導が必要な職員の早期発見に努めなければならない。

2 責任者は、メンタルヘルスに関して指導が必要な職員を認知したときは、職場環境の改善や部外カウンセラー等の活用のほか、主管者と連携して職員のメンタルヘルスの早期回復に必要な措置を講じなければならない。

3 責任者は、メンタルヘルスに係る治療で休務中の職員が勤務に復帰するに当たっては、主治医及び主管者と連携して、勤務に復帰する時期、勤務体制及び必要な措置について協議し、疾病の再発防止に配意しなければならない。

第9章 職場復帰支援

第34条 心身の故障等により休職又は長期療養中の職員に対して行う円滑な職務への復帰及び再発防止のための支援については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和59年8月1日から施行する。

(健康管理規程の廃止)

2 山梨県警察職員の健康管理に関する訓令(昭和35年9月12日本部訓令第51号)は、廃止する。

(経過規程)

3 この訓令施行の際、従前の規程により健康管理指導区分の指定を受けている者は、この訓令の規程により指定を受けた者とみなす。

(1) この訓令による個人簿を配布するまでは、なお従前の例による。

(2) この訓令施行前の個人簿を使用している者がこの訓令による個人簿の配布を受けたときは、使用前の個人簿に添付して使用する。

改正附則〔中略〕

附 則(平成8年7月15日本部訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月11日本部訓令第5号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月15日本部訓令第6号)

この訓令は、平成16年3月19日から施行する。

附 則(平成24年10月30日本部訓令第11号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の第20条及び第21条の規定に基づく傷病休暇については、平成24年4月1日以降に休暇を使用した者について適用する。

3 この訓令の施行前に従前の訓令に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、この訓令によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成29年3月16日本部訓令第9号)

この訓令は、平成29年3月16日から施行する。

附 則（平成30年3月29日本部訓令第11号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日本部訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月4日本部訓令第3号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第16条関係）

健康管理指導区分表

指導区分		具体的措置	
区分	内容		
勤務管理	A	勤務を休む必要があるもの	必要と認める期間療養させる。
	B	勤務に制限を加える必要があるもの	① 勤務内容の変更、勤務場所の変更、作業量の軽減、傷病休暇による勤務時間の短縮等を行うとともに、時間外勤務、休日勤務、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、宿日直勤務及び出張をさせない。 ② 術科訓練、体育等急激に体を動かすものは、免除する。
	C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	① 時間外勤務、休日勤務、深夜勤務、宿日直勤務及び出張に制限を加える。 ② 術科訓練、体育等急激に体を動かすものは、制限する。
	D	平常の生活でよいもの	なし
医療管理	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	必要な医療を受けるよう指示する。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの（先天性の病気を含む。）	必要な検査等を受けるよう指示する。

3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	なし
---	---------------------------	----

注 具体的な措置は、当該区分によるほか、必要に応じてその都度指定するものとする。

様式略